

# 医療費の自己負担額が変わります！

急速に少子高齢化が進む中で、国民の安心の基盤である保険制度を維持し、医療費の伸びと国民の負担との均衡を確保するため、今回、健康保険法の一部が改正されました。

## ○医療費の自己負担額

(平成 18 年 10 月から平成 20 年 4 月にかけて段階的に実施されます。)

対象者		現行	平成 18 年 10 月～	平成 20 年 4 月～
70 歳以上	70 歳～ 74 歳	1 割	1 割	2 割
	75 歳以上	1 割	1 割	1 割
	現役並みの所得者	2 割	3 割	3 割
70 歳未満		3 割	3 割	3 割
	義務教育就学前	3 割	3 割	2 割
	3 歳未満児	2 割	2 割	

## ○高額医療費の自己負担限度額が引き上げられます。(平成 18 年 10 月から)

低所得者(住民税非課税)を除く、上位所得者(基礎控除後の所得が一定以上)と一般所得者が対象です。

## ○出産育児一時金の支給額が引き上げられます。(平成 18 年 10 月から)

現行：30 万円が 35 万円になります。

不明な点は、役場保健衛生課または総合管理課までお問い合わせください。

役場 TEL 0996-86-1111 保健衛生課 内線 1102・1106 総合管理課 内線 2114



## 平成 18 年 事業所・企業統計調査

全国すべての事業所や企業が調査の対象です。

調査員が調査票を持って皆さまの事業所をお訪ねいたします。

どうぞご協力ください。



9 月下旬から調査員がお伺いします。調査員は「調査員証」を必ず携行しています。

平成 18 年 10 月 1 日

総務省統計局

鹿児島県長島町